第十四条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十五条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「行政庁」に、「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第十六条中「主務大臣」を「行政庁」に、「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十七条中「主務大臣の」を「行政庁の」に、「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第二十条中「第十三条から第十七条まで（」を「第十三条第一項前段及び第二項前段、第十四条第一項前段、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条前段（これらの規定を」に改め、「「都道府県知事を経由して主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と」を削り、「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、「第十八条」と」の下に「、第十三条第一項前段及び第二項前段並びに第十四条第一項前段（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「その所在地の都道府県知事」と、第十五条及び第十六条第一項（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、第十七条前段（次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁の」とあるのは「都道府県知事の」と、「行政庁に」とあるのは「その所在地の都道府県知事に」を加える。

第二十一条の表以外の部分中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条の表第十二条の項中欄中「その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院及び同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条、第十四条及び第十七条において同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十四条第一項並びに第十七条において同じ。）を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の前に次のように加える。

第十一条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該看護師等養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第二十一条の表第十三条第一項の項及び第十三条第二項の項中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、「主務大臣に協議」を「行政庁に協議」に、「主務大臣に通知」を「行政庁に通知」に改め、同項の次に次のように加える。

第十三条第三項	この項	この項、次条第二項
	届出	通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第二十一条の表第十四条の項上欄中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第十四条第二項	報告を	通知を
	当該報告	当該通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第二十一条の表第十六条の項上欄中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同項中欄及び下欄中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十六条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第二十一条の表第十七条の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第二十三条の見出しを「（行政庁等）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十五条中「第十二条から第十四条まで及び第十七条」を「第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段」に改める。

（歯科技工士法施行令の一部改正）

第七条　歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により歯科技工士養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該歯科技工士養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十条中「前条」を「前条第一項」に、「その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。

第十一条第一項中「第九条」を「第九条第一項」に、「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第十一条第二項中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。